

静岡県文化財保護審議会規則をここに公布する。

平成31年4月1日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第31号

静岡県文化財保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県文化財保護審議会条例（昭和50年静岡県条例第46号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、静岡県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について知事に答申するものとする。

- (1) 指定有形文化財、指定無形文化財、指定有形民俗文化財、指定無形民俗文化財及び指定史跡名勝天然記念物（以下「指定文化財」と総称する。）に係る指定及び認定並びに県選定保存技術に係る選定及び認定の基準の制定及び改廃に関する事項
- (2) 指定文化財に係る指定及び認定並びにそれらの解除に関する事項
- (3) 県選定保存技術に係る選定及び認定並びにそれらの解除に関する事項
- (4) 記録の作成等の措置を執るべき指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の選択に関する事項
- (5) 指定文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の不許可及び停止並びに許可の取消しに関する事項
- (6) 埋蔵文化財の発掘の停止又は禁止に関する事項
- (7) 史跡名勝天然記念物の仮指定及びその解除に関する事項
- (8) 前各号に掲げる事項のほか知事が諮問する事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項のほか必要に応じて知事に建議することができる。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、文化・観光部文化局文化財課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。